

総量規制基準専門委員会における検討状況について

第7次水質総量削減に係る総量規制基準の設定方法については、以下により検討を行っている。

1 総量規制基準専門委員会第1回(平成22年6月24日)

(1) 総量規制基準の設定方法の改定に当たっての検討事項等について

総量規制基準の概要、第6次水質総量削減における総量規制基準の設定方法について報告を受けて、総量規制基準の設定方法の改定に当たっての検討事項等について検討した。

2 総量規制基準専門委員会第2回(平成22年9月24日)

(1) 業種区分及び時期区分について

業種区分について基本的には変更しないことを確認し、時期区分について引き続き審議していくことを確認した。

(2) 総量規制基準見直しの進め方について

水域区分について、第6次と同様に、東京湾等(東京湾・伊勢湾・大阪湾)と大阪湾を除く瀬戸内海とを分けて検討することを確認した。

見直しに当たっては、現状より悪化させない観点等から見直し対象候補業種を抽出し、規制基準を見直していくことを確認した。

3 総量規制基準専門委員会第3回(平成22年11月2日)

(1) 総量規制基準の設定方法(素案)について

時期区分について、区分は変更せずに C_o の値を C_i 、 C_j の値に順次一致させていくことを確認した。

大阪湾を除く瀬戸内海については、見直しは行わないことを確認した。

(2) 総量規制基準に係る業種その他の区分ごとの範囲(素案)について

東京湾等に適用する見直し対象候補業種ごとのC値の範囲について検討した。

4 総量規制基準専門委員会第4回(平成22年11月25日)

(1) 総量規制基準の設定方法について

パブリックコメントにかける専門委員会報告案を検討した。

5 パブリックコメントの実施(平成22年11月30日~12月13日)

専門委員会報告案をパブリックコメントにかけている。

6 今後の予定

総量規制基準専門委員会第5回(平成22年12月24日)

パブリックコメントの結果を検討し、専門委員会報告案を取りまとめる予定。

(参考)

水質総量削減制度について

1 水質総量削減制度について

(1) 水質総量削減制度は、人口、産業が集中する広域的な閉鎖性海域であって、水質汚濁防止法に基づく排水基準（濃度基準）のみでは環境基準の確保が困難と認められる水域において、当該水域に流入する汚濁負荷量の総量を削減することによって、水質改善を図る制度。

総量規制基準は次式により定められる。

$$L = C \times Q$$

L：総量規制基準値（排出が許容される汚濁負荷量）、

C：都府県知事が定める濃度値、Q：排水量

国は上式におけるC値の上下限の範囲を定め、都府県知事はその範囲内でC値を決定する。

また、国は、指定水域における汚濁負荷の総削減目標量、都府県別の削減目標量を定める。

(2) 水質総量削減は、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海を対象に、COD、窒素、りんのうち3項目について、これまで6次にわたり実施してきた（昭和55年度からCODについて開始。窒素、りんは第5次から）。

2 総量規制基準について

(1) 総量規制基準は、指定地域に立地する1日あたりの平均排水量が50m³以上の特定事業場に対して適用される、1日当たりの許容排出量についての基準。

(2) 総量規制基準値は、1つ1つの事業場毎に、次式により設定される。

$$\text{COD } L_c (\text{kg/日}) = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$$

$$\text{窒素 } L_n (\text{kg/日}) = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

$$\text{りん } L_p (\text{kg/日}) = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

Qは、表1の時期区分の特定排出水の水量（m³/日）

Cは、表1の時期区分ごとの水量に対応して、環境大臣が定める「業種等の区分ごとのC値の範囲」内において都府県知事が定める値（濃度：mg/L）

表1 第7次水質総量規制基準の時期区分

時期区分	項目	COD	窒素	りん
S55. 6. 30以前の排水に対応する区分		co		
S55. 7. 1～H3. 6. 30に増加した排水に対応する区分		ci	no	po
H3. 7. 1～H14. 9. 30に増加した排水に対応する区分		cj		
H14. 10. 1以降に増加した排水に対応する区分			ni	pi

第6次から変更のある業種その他の区分について(案:現在パブリックコメント手続き実施中)

注1) 網かけは第6次から変更のあった箇所。なお「大阪湾を除く瀬戸内海」のC値は第6次から変更無し。

注2) 表右端の「条件」欄はC値の幅の見直し検討にあたって業種その他の区分を抽出する際に該当した条件を示している。

(C値の幅の見直し検討のための業種その他の区分の抽出条件)
 条件①:C値の範囲が強化されていない業種その他の区分(CODのみ)
 条件②:CODのCoとCj、窒素・りんのコとCiの差が大きな業種その他の区分
 条件③:国が定めたC値の範囲の上限値より都府県が定めたC値のうちの最大値の方が小さい業種その他の区分
 条件④:暫定排水基準対象業種に該当する業種その他の区分(窒素、りんのみ)
 条件⑤:C値の範囲の上限値が一律排水基準より大きい業種その他の区分

(COD)

整理番号	業種その他の区分	C c 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		条件					
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾							
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	①	②	③	④	⑤	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業 (※第6次「肉製品製造業」を変更)	Cco	40	50	40	70	40	50						
		Cci	40	50	40	60	40	50						
		Ccj	30	40	30	50	30	40						
9	寒天製造業	Cco	80	120	80	120	55	65	○					
		Cci	80	100	80	100	55	65						
		Ccj	80	100	80	100	55	65						
49	有機質肥料製造業	Cco	20	70	20	70	20	50		○				
		Cci	20	30	20	40	20	30						
		Ccj	20	30	20	40	20	30						
97	バルブ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業 (整理番号76の項から前項までに掲げるものを 除く。)	Cco	30	50	30	40	20	30						
		Cci	30	40	30	40	20	30	○					
		Ccj	30	40	30	40	20	30						
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間 物製造工程に係るもの													
109項の備考 (1)	青酸誘導品含有排水を排出する工程	Cco	210	220	210	280	150	160						○
		Cci	210	220	210	220	150	160						
		Ccj	190	210	190	210	150	160						
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項 から前項までに掲げるものを除く。)													
122項の備考 (1)	有機ゴム薬品製造工程	Cco	280	290	280	320	150	160						○
		Cci	270	280	270	280	150	160						
		Ccj	270	280	270	280	150	160						
145	イオン交換樹脂製造業	Cco	170	180	170	180	160	170						○
		Cci	170	180	170	180	160	170						
		Ccj	130	140	130	140	130	140						
186	伸線業	Cco	10	30	10	20	10	25						
		Cci	10	20	10	20	10	20		○				
		Ccj	10	20	10	20	10	20						
193	鍛工品製造業	Cco	10	20	10	15	10	15						
		Cci	10	20	10	15	10	15		○				
		Ccj	10	20	10	15	10	15						
204	電子回路製造業 (※第6次「プリント回路製造業」を変更)	Cco	20	40	20	40	20	40						
		Cci	20	30	20	40	20	30						
		Ccj	20	30	20	40	20	30						
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に 掲げるものを除く)、電気機械器具製造業又は 情報通信機械器具製造業 (※第6次「電気機械器具製造業(前項に掲げ るものを除き、情報通信機械器具製造業、電子 部品・デバイス製造業を含む。)」を変更)	Cco	10	30	10	30	10	30						
		Cci	10	30	10	30	10	30						
		Ccj	10	30	10	30	10	30						
221	し尿浄化槽(処理対象人員が501人以上のもの に限る。)													
221項の備考 (1)	処理対象人員が5,000人以下のもの	Cco	40	70	40	70	40	50						
		Cci	30	50	30	50	30	50						
		Ccj	30	50	30	50	30	50						
221項の備考 (2)	処理対象人員が5,000人以下のものであって、 昭和55年7月建設省告示第1292号が適用され る前のもの	Cco	40	80	40	80	40	50						
		Cci	40	80	40	80	40	50		○				
		Ccj	30	50	30	50	30	50						
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	Cco	40	60	40	60	40	50						
		Cci	30	50	30	50	30	50						
		Ccj	20	40	20	40	20	40						
223項の備考 (1)	日平均排水量が3,000m ³ 未満のもの	Cco	50	60	50	60	40	50						
		Cci	30	50	30	50	30	50						
		Ccj	20	40	20	40	20	40						
223項の備考 (2)	昭和62年6月30日以前に設置されたもの	Cco	40	60	40	60	40	50						
		Cci	40	60	40	60	40	50		○				
		Ccj	20	40	20	40	20	40						

(C値の幅の見直し検討のための業種その他の区分の抽出条件)
 条件①:C値の範囲が強化されていない業種その他の区分(CODのみ)
 条件②:CODのCoとCj、窒素・りんのCoとCiの差が大きな業種その他の区分
 条件③:国が定めたC値の範囲の上限値より都府県が定めたC値のうち最大のほうが小さい業種その他の区分
 条件④:暫定排水基準対象業種に該当する業種その他の区分(窒素、りんのみ)
 条件⑤:C値の範囲の上限値が一律排水基準より大きい業種その他の区分

(窒素)

整理番号	業種その他の区分	C n 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次におけるC値の幅		条件				
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾						
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	①	②	③	④	⑤

(次頁に続く)

202		金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)																	
	202項の備考 (2)	アルマイト加工工程(窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	Cno	55	120	60	90	55	90										
			Cni	35	50	50	90	35	50										
203		一般機械器具製造業																	
	203項の備考	ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの	Cno	20	45	20	45	20	40										
			Cni	10	20	10	25	10	20										
204		電子回路製造業 (※第6次「プリント回路製造業」を変更)	Cno	15	30	20	30	15	30										
			Cni	10	20	10	25	10	20										
205		電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業 (※第6次「電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)」を変更)	Cno	15	30	20	30	15	30										
			Cni	10	15	10	25	10	15										

(C値の幅の見直し検討のための業種その他の区分の抽出条件)
 条件①:C値の範囲が強化されていない業種その他の区分(CODのみ)
 条件②:CODのC_oとC_j、窒素・りんのC_oとC_iの差が大きな業種その他の区分
 条件③:国が定めたC値の範囲の上限値より都府県が定めたC値のうちの最大値の方が小さい業種その他の区分
 条件④:暫定排水基準対象業種に該当する業種その他の区分(窒素、りんのみ)
 条件⑤:C値の範囲の上限値が一律排水基準より大きい業種その他の区分

(りん)

整理番号	業種その他の区分	C p 等の 区分	第6次におけるC値の幅				第7次における C値の幅		条件					
			東京湾・伊勢湾 ・大阪湾		大阪湾を除く 瀬戸内海		東京湾・伊勢湾 ・大阪湾							
			下限	上限	下限	上限	下限	上限	①	②	③	④	⑤	
2	畜産農業	C _{po}	8	40	8	30	8	36						
		C _{pi}	8	9	8	9	8	9		○	○			○
2項の備考	総面積が50m ² 以上の豚房施設を有するもの	C _{po}	-	-	-	-	8	40			○	○	○	○
		C _{pi}	-	-	-	-	8	9						
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業 (※第6次「肉製品製造業」を変更)	C _{po}	4	16	4	16	4	16						
		C _{pi}	1	6	1	8	1	6						
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	C _{po}	3	6.5	3	6	3	6			○			
		C _{pi}	1.5	3	1.5	5.5	1.5	3						
22	砂糖精製業	C _{po}	1.5	5	3	4	1.5	4.5			○			
		C _{pi}	1	2	1.5	4	1	2						
38	あん類製造業	C _{po}	3.5	12	5	12	3.5	9			○			
		C _{pi}	1	4	1	8	1	4						
47	配合飼料製造業	C _{po}	2	3.5	2	3	2	3			○			
		C _{pi}	1	2	1	3	1	2						
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	C _{po}	2	26.5	2	26.5	2	16						○
		C _{pi}	1	26.5	1	26.5	1	16						
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)													
122項の備考	有機りん系農薬原体製造工程	C _{po}	2	23	2	60	2	16						○
		C _{pi}	1	2	1	3	1	2		○				
138	合成香料製造業	C _{po}	2	4	2	4	2	3.5			○			
		C _{pi}	1	2	1	2.5	1	2						
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	C _{po}	2	4	2	4	2	3.5			○			
		C _{pi}	1	2	1	2.5	1	2						
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	C _{po}	2	4	2	4	2	3.5			○			
		C _{pi}	1	2	1	2.5	1	2						
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)													
202項の備考 (2)	アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)	C _{po}	8	17	8	50	8	16						○
		C _{pi}	1	6	1	8.5	1	6						
204	電子回路製造業 (※第6次「プリント回路製造業」を変更)	C _{po}	1	2.5	2	3	1	2.5						
		C _{pi}	1	2	1	2.5	1	2						
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業 (※第6次「電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)」を変更)	C _{po}	1.5	3	2	3	1.5	3						
		C _{pi}	1	2	1	2.5	1	2						